



西播磨成年後見支援センターからのお知らせ

西播磨成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談や手続きに関する支援を行っています。また、制度を普及啓発するための講演会や、制度利用者の生活を身近な立場で支援する市民後見人の養成を実施しています。

【市民後見人とは】

一定の研修を修了した市民で、センターや市が推薦し、家庭裁判所から後見人等として選任された人のこと。

成年後見制度普及啓発講演会を開催

成年後見制度や対象者理解を図るため、講演会を実施します。

- と き** 6月26日(月) 13時30分～15時
- と ころ** 市役所多目的ホール
- 内 容** ～将来に備えて今できること～
「任意後見制度と遺言」
講師：公証人 石打 正己さん
- 対 象** 西播磨3市3町(たつの市、相生市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町) 在住・在勤の方
- 参加費** 無料
- 定 員** 100名(先着順)



市民後見人養成研修【基礎研修】受講生募集

- と き** [1日目] 7月20日(木) 9時30分～16時30分
[2日目] 7月27日(木) 10時～16時30分
[3日目] 8月3日(木) 10時～16時30分
※日程変更・中止となる可能性があります。その際には申し込みいただいた方に直接ご連絡します。

- と ころ** 赤穂市総合福祉会館 2階研修室(赤穂市中広267)
- 内 容** 市民後見・成年後見制度概論、社会資源、対象者理解 他
- 対 象** 西播磨3市3町(たつの市、相生市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町) 在住で、次の①～③の要件をすべて満たす方
①社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心のある方
②3日間の研修のすべてに参加できる方
③25歳以上69歳以下(令和6年4月1日現在)の方

- 参加費** 無料 **申込期限** 7月6日(木)
- その他** 市民後見人候補者としてセンターに登録をするためには、上記の基礎研修のほか、実践活動研修、フォローアップ研修を修了する必要があります(合計10日間)。

共通事項

- 申込方法** 電話、ファックスもしくはメールにて、住所、氏名、電話番号をお知らせの上、お申し込みください。
- 申込・問い合わせ先** 西播磨成年後見支援センター (☎72・7294、☎72・7224、✉sansan@sirius.ocn.ne.jp)



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度(☎高齢期移行医療・☎重度障害者医療・☎乳幼児等医療・☎こども医療・☎母子家庭等医療・☎高齢重度障害者医療)に該当されている方は、毎年7月1日付けで受給者証を更新しています。

この制度には所得制限があり(☎乳幼児等医療・☎こども医療(中学3年生まで)は除く)、受給資格の有無を本人および扶養義務者等の前年中の所得で判定します。

- ▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)
- ▶ 新地域振興課 (☎75・0253)
- ▶ 旧地域振興課 (☎72・2523)
- ▶ 旧地域振興課 (☎322・1451)

引き続き受給資格のある方には新しい受給者証を6月下旬に送付します。また所得制限により対象外となる方には、その旨を通知します。

更新に当たり、☎母子家庭等医療の対象者には、更新申請の案内を4月下旬に送付しています。まだ提出をされていない方は、受給資格のある場合でも受給者証を交付できませんので、至急申請書を提出してください。



特定医療費(指定難病)受給者証の更新について

令和5年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方は、次の期間に更新申請を行ってください。

- 更新申請受付期間** 6月12日(月)～8月18日(金)
- ※10月31日(火)まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますので、ご注意ください。
- ※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛てにお送りします。案内が更新受付開始日までに届かない場合は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課 (☎63・5139)



小児慢性特定疾病受給者証の更新について

令和5年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される令和5年11月1日時点で満20歳未満の方は、次の期間に更新申請を行ってください。

- 更新申請受付期間** 7月3日(月)～8月31日(木)
- ※10月31日(火)まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますので、ご注意ください。
- ※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛てにお送りします。案内が更新受付開始日までに届かない場合は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課 (☎63・5139)

消費生活豆知識

POINT アドバイス

「入居権」を譲ってほしいという電話は詐欺です!

下記のような不審な電話が増えていきます。

事例
「あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら譲ってほしい」
電話を信じ、話を進めると・・・

「あなたの名義で申し込みをするので、一度あなたがお金を振り込む必要がある」
「権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。警察に相談すると大変なことになる」

などと、金銭を要求された。
また、市が運営する老人ホームだと言って安心させるような電話もあります。

トラブルに遭わないためのポイント

- ①留守番電話機能や発信者番号通知を活用して、心当たりのない電話には出ない。
- ②絶対にお金は払わない。(お金の話があったら警察へ連絡しましょう)

高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の方の見守りが一番です。不審な電話や勧誘を受けていないか、日頃の声掛けを大切にしましょう。



おかしいな? 困ったな? ご相談は ▶ たつの市消費生活センター (商工振興課内 ☎64・3250)



困ったときにはご相談ください【ふくし総合相談窓口】

ふくし総合相談窓口は、年齢や内容にかかわらず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談ができます。

こんなことで困っていませんか?

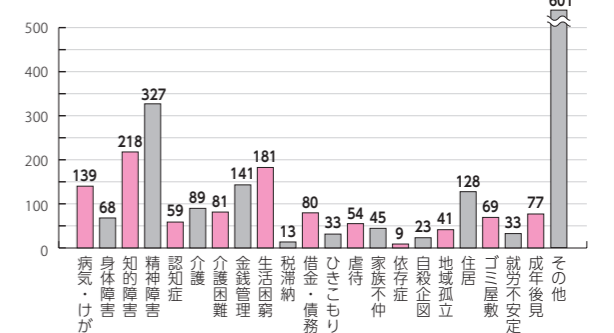
- ◆ 家族のこと 認知症、身体障害、知的障害、精神障害、ひきこもり、虐待等
- ◆ 制度のこと 介護保険サービス、障害福祉サービス、成年後見制度等
- ◆ お金のこと 金銭管理、生活困窮等

令和4年度は305人の方から2,509件の相談がありました。相談者は、子どもから高齢者まで幅広く、相談内容(右図)も多岐にわたっています。

また、近年社会的な課題となっている孤立を防ぎ、社会とつながり続けることができるように市役所内外の関係機関と連携して寄り添う支援をしています。

相談先に困った場合にはお気軽にご相談ください。

相談内容内訳(延べ2,509件)



▶ 地域包括支援課 (☎64・3270)